

京都市上下水道局告示第45号

京都市指定給水装置工事事業者から、京都市指定給水装置工事事業者規程第7条第1項の規定に基づき事業の廃止の届出がありましたので、同規程第10条第2号の規定に基づき告示します。

平成24年12月7日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

1 廃止届出業者名等

東京都大田区新蒲田1丁目7番4号

株式会社システム電建

代表取締役 西田 憲正

2 廃止年月日

平成24年10月1日

(上下水道局水道部給水課)